

後期高齢者医療から

▶ 問合せ 保健福祉課保険係
☎ 24-5111 (内線134)

新しい保険証を2回郵送します

8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります。なお、10月1日から自己負担割合が見直しとなることに伴い、本年度の交付は被保険者全員に対して保険証を2回郵送します。

- ▶ **対象者** ①75歳以上の人 ②65歳～74歳で一定の障害があり、申請により認定を受けた人
- ▶ **有効期限** 右図のとおり

保険料額決定通知書の発送

8月中旬に保険料額決定通知書を発送します。納付方法は、原則として年金から引き落とし(特別徴収)されますが、次の方は納付書や口座振替(普通徴収)で納付してください。

- ・年金金額が18万円未満の方。
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金金額の2分の1を超える方。
- ・後期高齢者医療保険に加入して間もない方。

10月から自己負担割合の見直し

10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合に、新たに2割が導入され、1割、2割、3割の3区分となります。この負担割合は、前年の課税所得や年金収入などをもとに世帯単位で判定されます。右下の「自己負担割合の判定の流れ」をご確認ください。

▼自己負担割合の変更点

9月30日まで

区分	一般所得者など	現役並み所得者
自己負担割合	1割	3割

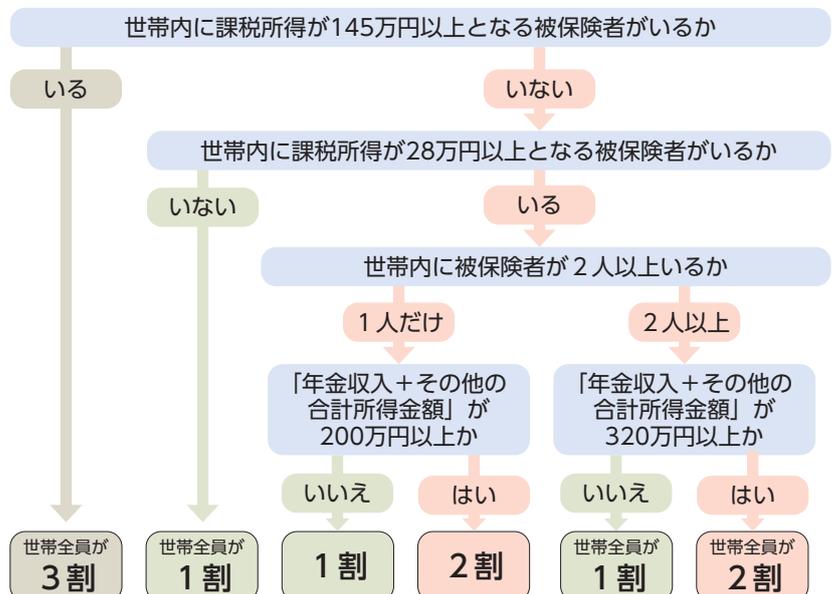
10月1日から

区分	一般所得者など	一定以上の所得のある方	現役並み所得者
自己負担割合	1割	2割	3割

自己負担割合に関する問合せ

厚生労働省コールセンター
☎0120-002-719
群馬県後期高齢者医療広域連合
コールセンター
☎027-331-9133

▼自己負担割合の変更点



7月郵送分(水色)



9月郵送分(だいたい色)



国民健康保険から

▶ 問合せ 保健福祉課保険係
☎ 24-5111 (内線134)

新しい保険証を郵送します

8月1日から、国民健康保険被保険者証(保険証)が新しくなります。7月下旬に、世帯主宛に郵送しますので、8月からは新しい保険証で受診してください。

保険証と高齢受給者証が一体化

これまで、70歳以上の方は保険証と高齢受給者証の2枚を提示する必要がありましたが、保険証と高齢受給者証が一体化され、保険証1枚で受診できるようになります。

保険証の有効期限は令和5年7月31日

有効期限までに75歳になる方は、後期高齢者医療制度に移行するため、誕生日を迎える前に新しい保険証を郵送します。

◆こんなときには届け出を

- ・記載内容が間違っている
- ・既に会社などの保険証がある
(国保を脱退する届け出が必要です)

※お勤めの会社などでは、国保の脱退手続きは行ってくれないので職場への届出が必要です。届出をしないと国民健康保険税(国保税)は課税され続けます。

◆保険証取り扱いの注意点

- ・記載事項を自分で直さないでください。
- ・貸し借りはしないでください。
- ・期限が切れや、コピーしたものは無効です。
- ・紛失や破損に注意し、大切に扱ってください。

◆国民健康保険税の滞納について

国民健康保険税(国保税)は医療給付費の大切な財源です。国保税を納めていない方には、納税相談を行った後に保険証を交付します。また、長期にわたり滞納している場合は、資格証明書を交付します。資格証明書では、医療機関などでいったん医療費を全額支払う必要があります。

70歳未満の方

7月31日まで

▲令和3年度の保険証(青色)

8月1日から

▲令和4年度の保険証(紫色)

70歳から74歳の方

7月31日まで

▲令和3年度の高齢受給者証

8月1日から

▲令和4年度の保険証(紫色)

高年齢受給者証の表記と、発行期日、負担割合が新たに追加されます。

70歳から74歳の方の自己負担割合

新しい保険証において、70歳以上の方の自己負担割合は2割または3割で、今年度の課税所得や世帯の合計収入から判定されます。収入は年金、給与、不動産、株式、配当などの必要経費控除前の金額をいいます。

- ※1 負担割合が3割の保険証が送付された方は「国民健康保険基準収入額適用申請書」を提出することで2割負担となる場合があります。
- ※2 世帯の国保高齢受給者が1人であり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人との収入の合計金額が520万未満の場合は2割負担となります。

▼自己負担割合の判定の流れ

